

保育園様 各位

【不正競争防止法違反により弊社が処分を受けた事に関してのお詫びとお知らせ】

この度は、弊社の不祥事により皆様方に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今般の事態を厳正かつ重大に受け止め、今後、役職員一同、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

記

1 経緯について

平成28年11月18日、警視庁本部生活安全部生活安全課より弊社に対し、「貴社がF社より仕入れた青果物の一部に不正競争防止法違反の疑いがあるので、捜査協力を求めたい。」旨の連絡があり、帳簿類の開示、状況説明を進めておりました。

弊社が調査した結果でも、F社からの、仕入価格は、国産相場での購入価格であり、他の青果市場での国産ごぼう仕入価格と比較しても、弊社仕入価格は一部、その価格を上回っており、本来、そのような購入価格で、外国産ごぼうを購入する必要性はありません。

また、社内での調査結果でも、弊社担当者が、F社から個人的なりべート等を受け取った事実はなく、また、捜査当局からもそのような事実があったとの指摘は一切受けておりません。

弊社としては、その後も、捜査機関による捜査には全面的に協力しておりましたが、平成29年5月25日、弊社担当者が逮捕され、逮捕事実が報道機関により報道される事態となりました。

なお、一部報道機関から「2014年7月から2016年11月にかけて、約300カ所の保育園に、約6トンの外国産ごぼうを納品した」との報道がなされましたが、これらの期間及び数量は、弊社とF社との全取引期間及びごぼうの全取引数量に近いもので、そのような事実は確認されておられません。

捜査機関による捜査の結果、最終的に、F社の担当者と弊社担当者が、平成28年8月20日ころ、某保育園に対し、当初の産地表に記載されていた国産ではない、中国産又は台湾産のごぼう2本（合計約200グラム）を納品して譲渡したとして、不正競争防止法違反により略式起訴され、F社の仕入担当者及び弊社担当者、並びに同法が定める両罰規定により監督責任を問われた弊社及びF社が、各罰金30万円の略式命令を受けることとなりました。

2 今回、輸入ごぼうを納品してしまった原因について

弊社は、この度、国産ごぼうと表示した輸入ごぼうを保育園様に納品してしまったことについて、以下の点に主な原因があったと考え、反省しております。

- ① 社内での品質管理の体制に不備があり、自浄作用が機能していなかったこと
- ② 食品産地表示に関する管理体制に不備があったこと
- ③ 仕入責任者、発注担当者、庫内管理責任者の情報伝達、連携不足

3 弊社の方針について

弊社は、保育園様を中心に食材を納品させて頂いていることから、食材の安全確保こそが第一であり、絶対のことと考えて再発防止に取り組めます。

今回問題となったF社との取引については、発覚直後より取引を一部停止・制限しており、本年7月末をもって完全に解消いたします。

しかし本件は、仕入先を変更することのみで解決する問題ではなく、今後も、仕入れから納品までの全ての過程において産地等の確認を進め、表示した産地の安全な食材を確実にお客様にお届けすること、また、企業として法令順守の徹底を進めることが重要な責務と考えております。

4 再発防止に向けて

(青果物について)

弊社は、表示した産地と異なる食材を保育園様に納品することがないように、すでに皆様方にも文章等で、お伝えした再発防止策を徹底してまいります。

青果物に関しましては、パック物の青果物（葉物・菌筍類等）については、これまでも産地でパック詰めされ、パックに産地が印字されておりますので、他産地の青果物が混入する可能性は、ほぼあり得ません。

他方、いわゆる計り物の青果物（ごぼう・じゃが芋・人参・玉葱・胡瓜・茄子等）については、これまで、弊社担当者が市場において購入する青果物を指定し、産地が印字された段ボール入りの状態で仕入先に納入された後に、仕入先に委託してピッキング作業（ビニール袋等への小分け）を行っておりました。しかし、この方法では、仕入先において他産地の青果物が混入した場合には、弊社では産地を確認することが困難となります。

そこで、今後は、弊社において産地が印字された状態の段ボール入りの状態で納品を受け、弊社が自社内でピッキング作業を実施し、産地表示された青果物を弊社が直接確認してお客様にお届けする方法に切り替えました。

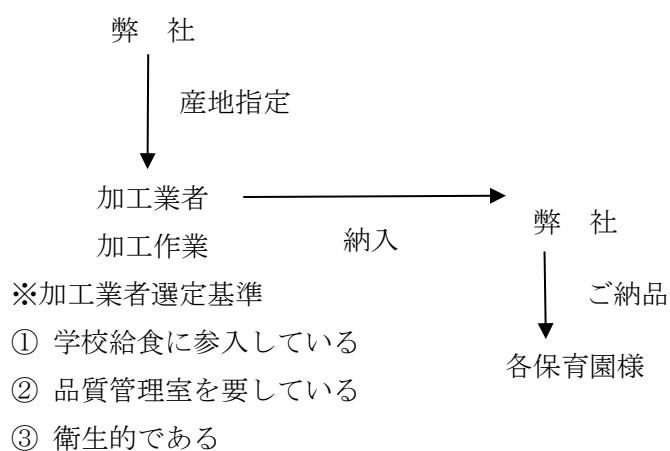
将来的にはさらに、産地から直接弊社が納品を受ける体制を構築し、その産地から直送される食材を増やしていき、より安心して安全な食材を確実にお届けするべく、さらに万全な体制を確立していく所存です。

(精肉・鮮魚について)

< 従 来 >

産地確認は弊社仕入担当者が行っておりました。
毎月、原料菌検査、産地証明を提出させ保管いたしておりました。

旧スキーム



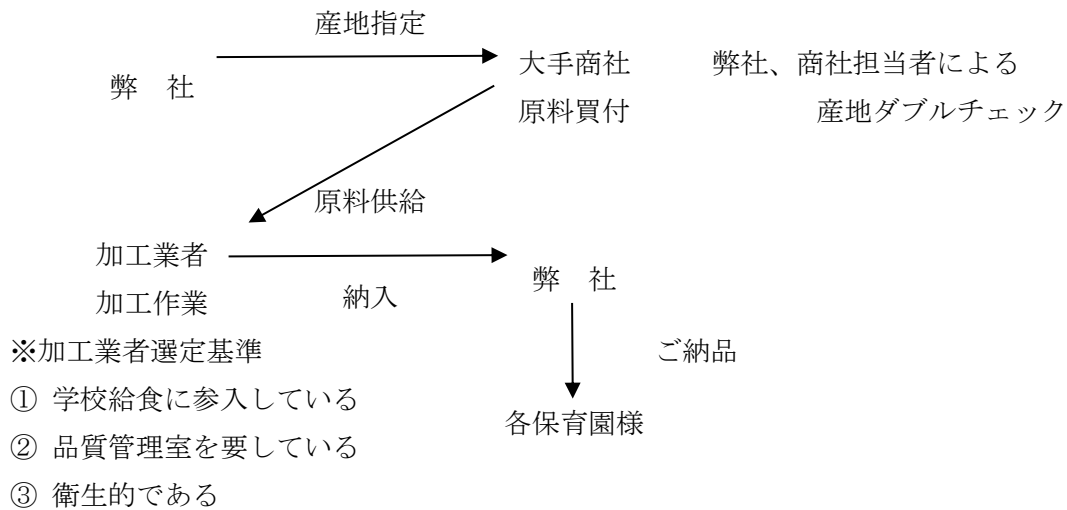
< 今 後 >

食品大手商社を絡ませた仕入スキームを段階的に進め、より安全で安定した仕入を進めていきます。

産地確認も、商社専任担当者だけでなく、弊社仕入担当者も確認できるようにし、二重でチェックできる体制に切替えを進めてまいります。

また、今後も納入業者からは毎月、原料菌検査、産地証明を提出させることを徹底し、定期的にホームページ等への掲載で案内をいたします。また、気候変動等を含めて突発的な産地等に変更が生じた場合には、都度、その旨のご案内ができる体制を構築いたします。

新スキーム



5. 商品検査について

横浜市中央卸売市場では、定期的に、商品をランダムに選択して本場食品衛生検査所が放射能検査を実施していますが、弊社にて独自に、厚生労働省の食品衛生法上の登録検査機関に依頼し、同様の放射能・残留農薬検査等を実施し、その検査結果を弊社ホームページに掲載し、ご報告させていただきます。

6. 産地表等の表示方法の変更について

消費者庁食品表示企画課及び横浜市健康福祉局食品表示担当部署へ、再度、適正な表示方法等に関して質問をし、確認をとり、その回答をもとに生鮮三品の産地表を作成し、各保育園様に配布するよういたします。

7. ISO等の認証取得について

社内での内部管理体制だけでなく、第三者機関での管理体制の認証取得に向けた体制を構築し、弊社の食材等における安全性を更に検証して行うべく、食品安全マネジメントシステムのISO22000等の認証取得に向け、プロジェクトチームを立上げて準備を始め認証取得を目指します。

今後、弊社取扱いの食材に関しましては、より一層、トレーサビリティを更に強化し、安心安全な食材の提供と、企業としてコンプライアンスの徹底も進めて、信頼回復に取り組んで参りますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

平成29年6月30日

株式会社エースプランニング
代表取締役 小川 淳

お問合せ担当
株式会社エースプランニング
担当 都筑
045-488-1026